

**令和3年度椎葉村一般会計予算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 31,293千円(見込み)

(歳出) 社会保障施策に要する経費 528,302千円(詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			一般財源
			特定財源			
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	2,570			622	1,948
	高齢者福祉事業	30,780	2,277		692	27,811
	障害者福祉事業	149,332	102,641			46,691
	児童福祉事業	187,986	76,293		4,926	106,767
	母子福祉事業	19,314	1,681		5,500	12,133
	小計	389,982	182,892		11,740	195,350
社会保険	介護保険事業(繰出金)	90,953	4,776			86,177
	国民健康保険事業(繰出金)	38,509	16,439			22,070
	後期高齢者医療事業(繰出金)	58,249	12,936			45,313
	小計	187,711	34,151			153,560
保健衛生	妊婦乳幼児検診事業	3,169				3,169
	病院事業(繰出金)	149,135				149,135
	予防対策事業	34,497	1,014		6,905	26,578
	不妊治療費助成事業	565	55			510
	小計	187,366	1,069		6,905	179,392
合 計		765,059	218,112		18,645	528,302